

井 原 市

高齡者虐待防止・対応マニュアル

令和 8 年 3 月

井 原 市

目次

第1章 高齢者虐待とは

1 「高齢者虐待」の捉え方	2
2 高齢者虐待の対応における基本的な視点	7
3 相談、通報の義務	8
4 個人情報の取扱い	9

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

【養護者による高齢者虐待への対応フローチャート図】	12
1 相談・通報	13
2 相談等の受付	13
3 情報収集・事実確認	15
4 コアメンバー会議	18
5 対応計画（虐待対応ケース会議の開催）	25
6 支援・介入	26
7 評価・終結（評価会議の開催）	29

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

【養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応フローチャート図】	34
1 相談・通報および相談等の受付	35
2 事実確認および対応	35
3 モニタリング・評価・終結（評価会議の開催）	39
4 その他（身体的拘束等の適正化、高齢者虐待防止の取組）	39

第4章 井原市権利擁護支援ネットワーク

1 関係機関によるネットワーク	46
2 ネットワークの3つの機能	47
3 ネットワークの運用	48

第5章 関係する諸制度

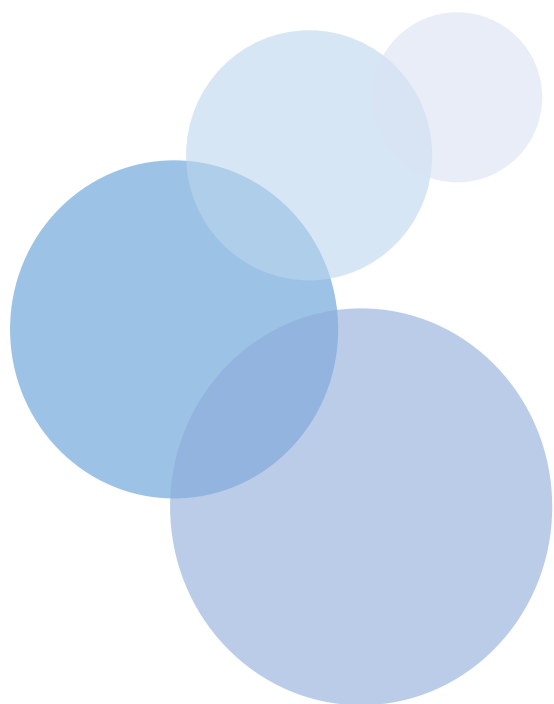
1 成年後見制度	50
2 日常生活自立支援事業	50
3 老人福祉法に基づく措置	51

巻末資料

1 高齢者虐待に関する関係機関	55
2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	56
3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	67
4 老人福祉法（一部省略）	68
5 井原市権利擁護推進会議設置要綱	80
6 井原市成年後見制度に係る市長による審判請求に関する要綱	82
7 井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱	84

第1章

高齢者虐待とは



第1章 高齢者虐待とは

1 「高齢者虐待」の捉え方

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行されました。

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています（法第2条第1項）。また、介護保険法における地域支援事業の一つとして、市には「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実務が義務づけられています（法第115条の45第2項第2号）。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を次のように分けて定義しています。

(1) 養護者による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第2条第4項）

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う表1（P.3）の行為です。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第2条第5項）

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、高齢者虐待防止法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が高齢者に対して行う表2（P.5）の行為です。

【高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲】

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業	

上記に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されませんが、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

【養護者による高齢者虐待（例）】

虐待の種類	具体的な例
<p>身体的虐待</p>	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など</p> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※1）など</p> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など</p> <p>④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。） ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など</p>
<p>介護・世話の放棄・放任</p>	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など</p> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など</p> <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。など</p>
<p>心理的虐待</p>	<p>○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など</p>

虐待の種類	具体的な例
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など
経済的虐待 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに(※2)、財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。など

(※1) 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に抵触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の上帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3) 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)」より

【養介護施設従事者等による高齢者虐待（例）】

虐待の種類	具体的な例
<p>身体的虐待</p>	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等</p>
<p>介護・世話の放棄・放任</p>	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。など

虐待の種類	具体的な例
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここにいられなくしてやる」、「追い出さず」と言い脅す。など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子供扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。など <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動解除の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など
性的虐待	<p>○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など
経済的虐待	<p>○ 本人の合意なしに、又は判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」より

(3) 高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応

市は高齢者虐待防止法の対象外となる虐待や高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応を行っていく必要があります。事案によっては、やむを得ない事由による措置等や成年後見制度の市長申立てなどの権限行使等を検討します。

なお、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応においては、高齢者虐待防止法における立入調査と面会制限の権限行使はできません。

2 高齢者虐待の対応における基本的な視点

高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援します。高齢者自身の意思を尊重した対応を行うことが重要ですが、問題が深刻化する前に、以下の点に留意しながら支援を行っていきます。

● 自覚は問わない

当事者の自覚に関わらず、客観的に高齢者の権利侵害が確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。

● 安全確保を最優先

緊急保護措置が必要な場合などは、当事者との信頼関係を築く事ができないときでも安全確保を最優先し、必要時には適切に権限を行使します。

● 対応は常に迅速に

虐待の深刻化を防ぐため、通報がなされた場合には迅速な対応が必要です。夜間や休日においても連絡体制を整え、迅速に対応できるようにします。

● 組織的な対応

担当者一人の判断は避け、組織的な対応を行うことが必要です。特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、客観性の確保のためにも、必ず複数の職員で対応します。

● 関係機関との連携

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を持つ機関との連携が不可欠です。

● 適切な権限の行使

生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合など、老人福祉法上の措置や成年後見等開始の市長申立てなどの行政権限を適切に行使する必要があります。

● 記録

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残します。個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては組織としての実施を徹底させることが重要です。

3 相談、通報の義務

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されています。特に、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課せられています。

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、次のように規定されており、施設等において業務に従事する養介護施設従事者等には通報義務が課せられています。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 (略)

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。 「高齢者虐待防止法」

虐待の可能性が少しでも感じられる場合には、井原市地域包括支援センターなどの相談機関へ相談・情報提供・通報し、虐待の発生予防、早期発見、早期対処に努めることが大切です。

4 個人情報取扱

高齢者虐待対応においては、市や関係機関等が個人情報を取り扱う場面が多々あります。相談、通報、情報提供などで知り得た情報や、通報者等に関する情報は秘匿性の高いものであり、慎重な配慮が必要です。

(1) 守秘義務について

ア 市職員の守秘義務

高齢者虐待防止法では、情報提供、発見・通報、相談を受けた場合、これらの情報提供等を受けた市の職員は、職務上知り得た事項であって当該情報提供等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされ、守秘義務が課せられています(法第8条)。

イ 関係機関・関係者の守秘義務

指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員をはじめとして、介護福祉士、社会福祉士、訪問介護員などの社会福祉関係職員は、その業務によって知り得た利用者とその家族の情報を外部に漏らしてはならないという義務が課せられています。虐待事例に関する各種会議では、虐待を受けているおそれがある高齢者や養護者・家族の情報を支援者間で共有することが可能ですが、個人情報を保護するための対応が必要となります。

(2) 個人情報保護法の対応について

ア 行政機関における個人情報の取扱い

市が個人情報を保有するに当たっては、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、「法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務」に該当するため、当該事務を遂行するために必要な個人情報は保有することができます。その上で、保有個人情報の利用・提供については原則として利用目的の範囲内で行うことが求められます(個人情報保護法第69条)。

イ 関係機関等の個人情報の取扱い

市が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。高齢者虐待防止法は、市町村に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与しており（法第9条第1項等）、担当課からの照会には、他部署はもちろん、他市町村や他の機関、民間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります（法第5条第2項）。

関係機関等が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項）。

また、本人の同意なしに個人データを第三者に提供してはならないこと（第三者提供の制限）が規定されていますが、高齢者虐待の場合はこれらの例外規定に該当するとされています。情報提供の求めを受けた関係機関等は、高齢者虐待防止法第9条第1項に基づいて、市に当該高齢者等の個人情報を提供することが可能です（個人情報保護法第27条第1項）。

（第三者提供の制限）

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

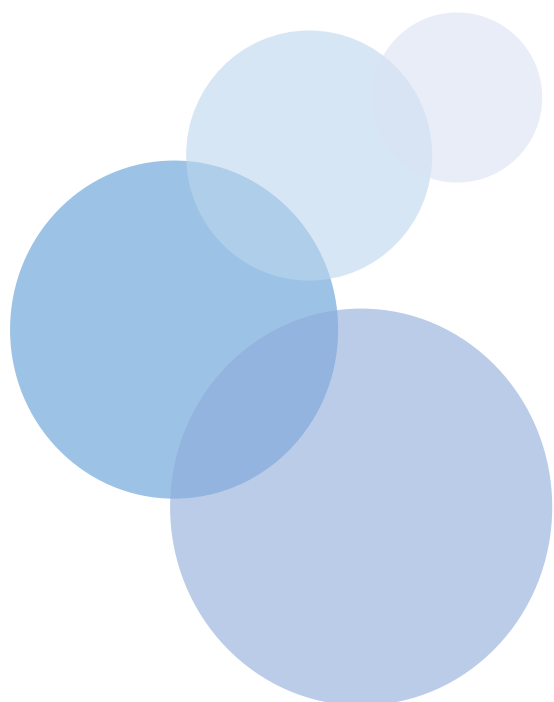
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

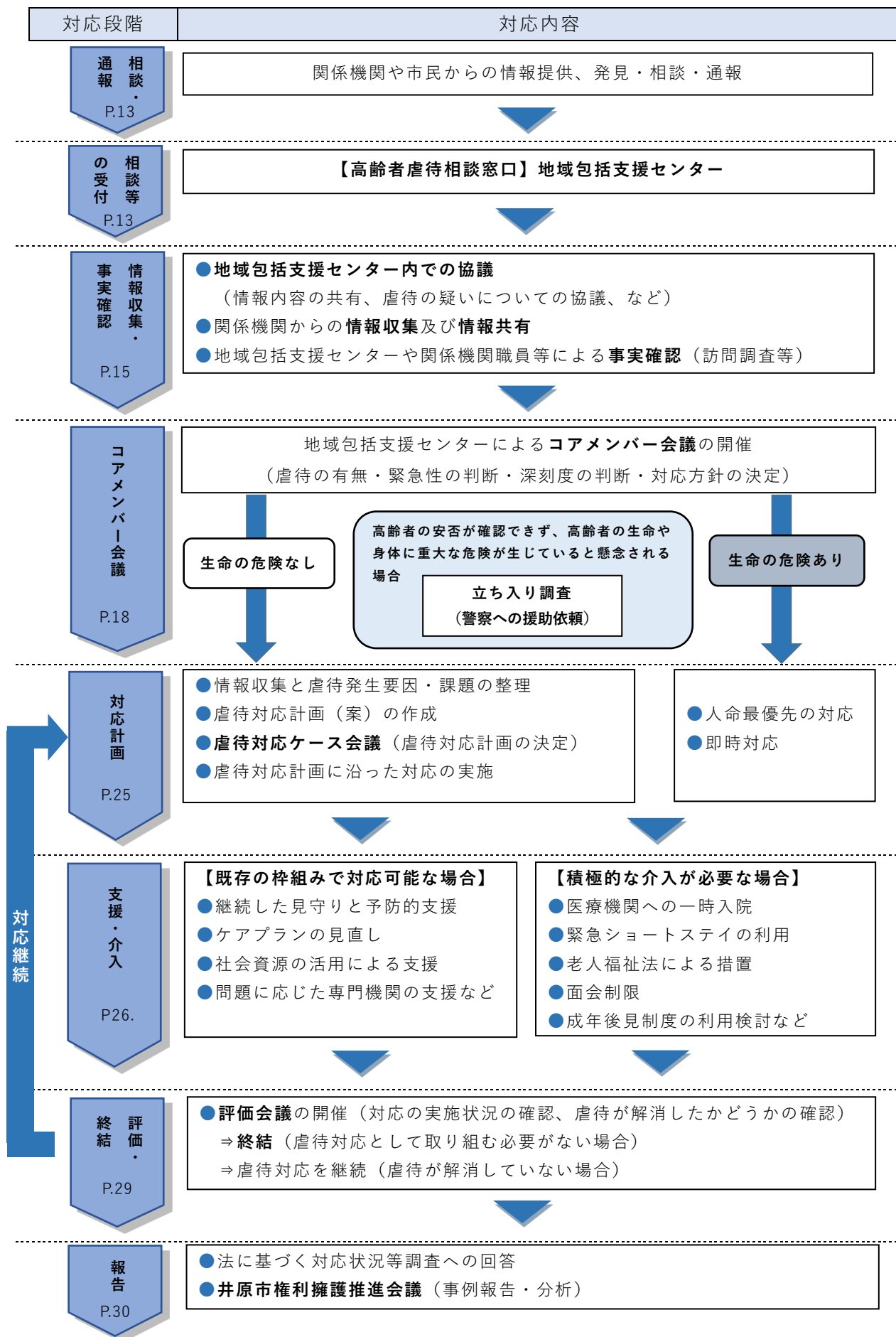
「個人情報の保護に関する法律」

第2章

養護者による 高齢者虐待への対応



【養護者による高齢者虐待への対応 フローチャート図】



対応継続

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

1 相談・通報

第1章でも述べたとおり、高齢者虐待防止法には、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されています。また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には市町村への通報義務が規定されています。

相談・通報は、高齢者の居住実態のある市町村で受理することが基本となります。

【井原市における相談・通報窓口】

受付時間	部署名	連絡先
月曜日～金曜日 (閉庁日を除く) 8:30～17:15	井原市役所 介護保険課 地域包括支援センター	TEL:(0866) 62-9552 FAX:(0866) 65-0268
夜間・休日	井原市役所(宿直・日直)	TEL:(0866) 62-9555

※お聞きした情報や、相談・通報いただいた方が特定できる情報を他に漏らすことはありません。

2 相談等の受付

相談・通報を受けた地域包括支援センター職員は、虐待の内容や高齢者の状況、養護者の情報など可能な限り詳細な情報を聞き取り、相談受付票に記録します。その際、虐待の可能性や緊急性の判断につながるような情報が得られるよう心がけます。

地域包括支援センターには「虐待」という言葉が用いられないまま、相談が持ち込まれることもあることから、寄せられた情報から高齢者虐待の疑いを見逃さないためにも、的確に聞き取りを行うことが重要です。

※相談受付票作成上の注意

- ① 相談後には、時間を空けずに記録する。
- ② 5W1Hを基本に、特に主語をはっきりと書く。
- ③ 主観を持たず客観的な事実を正確に記録する。
- ④ 相談者の印象的な言葉や注意を引く言動をそのまま記録する。
- ⑤ 抽象的な言葉を記入することは避ける。
- ⑥ 相談者や対象者に偏見を持った記録は避ける。
- ⑦ 記録の取り扱いについては、記録内容が外部に漏れないように細心の注意を払う。

相談・通報・届出受付票（総合相談）

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名		受付方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他：
	住所または 所属機関名		電話番号
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族（ ） 続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

【本人の状況】

氏名		性別		生年月日	年 月 日生	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異						
	電話：	その他連絡先：					(続柄：)
居 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院（ ） <input type="checkbox"/> 施設（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 申請中（ 月 日） <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定						
利用サービス	介護保険	<input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし				介護支援専門員	
	介護保険外	<input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし				居宅介護支援事業所	
主疾患	<input type="checkbox"/> 一般（ ） <input type="checkbox"/> 認知症（ ） <input type="checkbox"/> 精神疾患（ ） <input type="checkbox"/> 難病（ ）						
身体状況	障害手帳 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（等級： 種別： ）						
経済状況	生活保護受給（ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ）						

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

--

【世帯構成】

家族状況（ジェノグラム）

【介護者の状況】

氏名		年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者 <input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 実兄弟 <input type="checkbox"/> 実姉妹 <input type="checkbox"/> 義兄弟 <input type="checkbox"/> 義姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	連絡先	<input type="checkbox"/> 同上	
	電話番号		職業
その他特記事項			

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする【疑い】 <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる【疑い】 <input type="checkbox"/> 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない【疑い】 <input type="checkbox"/> 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない【疑い】 <input type="checkbox"/> あざや傷がある【疑い】 <input type="checkbox"/> 問いかけに反応がない、無表情、怯えている【疑い】 <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない【疑い】 <input type="checkbox"/> 年金などお金の管理ができていない【疑い】 <input type="checkbox"/> 養護者の態度（ ） <input type="checkbox"/> その他（具体的内容を記載）
	情報源

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋(機関名：) <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 権利擁護対応(虐待対応を除く) <input type="checkbox"/> 包括的継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待 <input type="checkbox"/> その他()
備考()

(出典：社団法人日本社会福祉士会 作成Ver II-3を参考に作成)

3 情報収集・事実確認

(1) 地域包括支援センター内での協議

虐待の可能性がある相談・通報を受けたら、通報内容を集約し、速やかに地域包括支援センター内で今後の対応について協議します。

協議では相談を、

- ① 虐待の疑いがある
- ② 虐待の疑いはないが地域包括支援センターとして相談を継続する必要がある
- ③ 虐待の疑いはなく相談継続の必要がない

のいずれかに分類します。

虐待の疑いがあると判断した場合は、事実確認の方法、役割分担と事実確認の期限（初回のコアメンバー会議の開催日時）について協議しておきます。虐待の疑いがないと判断した場合についても、その後の対応について検討し、適切な支援につなげていくことが求められます。

(2) 情報収集

初動期における事実確認においては、高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認するために必要な情報を迅速に収集することが不可欠です。

相談・通報がなされた高齢者や養護者、家族の状況等を確認するため、庁内関係部署や関係機関等から、できる限り多面的な情報を収集します。その際、個人情報やプライバシーの保護には十分配慮しながら、必要な範囲で情報を行います。

(3) 事実確認

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待に関する相談・通報・届出を受けた場合、速やかに高齢者の安全確認、その他の事実確認のための措置を講じることを規定しています（法第9条第1項）。

虐待の事実を確認するためには、高齢者のもとへ訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが重要です。自宅訪問による調査は養護者、家族等や高齢者にとって抵抗感が大きく、拒否された場合にはその後の支援を受け入れなくなるおそれもあります。そのような状況が予想される場合は、高齢者や養護者、家族等と関わりのある機関や知人、近隣住民などの協力を得ながら、安否等の確認を行う必要があります。

【訪問調査を実施する際の留意事項】

- 高齢者や養護者を訪問する際には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問します。また、高齢者の生命や身体の安全を確認する必要がある場合には、医療職の同行が求められます。
- 高齢者や養護者の状態を正確に把握したり、意向を引き出すためには、高齢者や養護者にとって安心・安全な環境を設定すること（聞き取り役を分けること等）が有効です。

事実確認票－チェックシート

確認者： _____ 確認日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

高齢者本人氏名		性別		生年月日	_____年 _____月 _____日生	年齢	_____歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 来所（ <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）						
確認時の同席者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（氏名： _____ ）						
発言内容や状態・行動・態度など（見聞きしたことをそのまま記入）							
【本人】							
【養護者】							
【第三者】：（ _____ ）							
虐待の全体的状況							
発生状況							
1. 虐待が始まったと思われる時期： _____ 年 _____ 月頃							
2. 虐待が発生する頻度：							
3. 虐待が発生するきっかけ：							
4. 虐待が発生しやすい時間帯：							

※裏面の事実確認項目（サイン）を利用して事実確認を行う。

（出典：社団法人日本社会福祉士会 作成Ver II-3を参考に作成）

事実確認項目(サイン)

※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:「確認項目」の列の太字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、「緊急保護の検討」が必要。

通	確認日	確認項目	サイン:当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	確認方法(番号に☑チェック) 確認者(カッコ内)に「誰が」、「誰(何)から」を記入 1.写真、2.目視、3.記録、4.聴き取り、5.その他
身体 の状態・ けが等		外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥瘡、その他() 部位: 大きさ: 色: ()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		あざや傷	身体に複数のあざ、煩悩なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫脹、その他() 部位: 大きさ: 色: ()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
生活 の状況		衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		身体の清潔さ	身体の臭気、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
話 の内容		恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		保護の訴え	「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」などの発言、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
表情・ 態度		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なぜやりの態度、急な態度の変化、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
サー ビスな どの 利用 状況		適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
養 護 者 の 態 度 等		支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
		精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した
その他		その他	()が()から確認した	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 ()が()から確認した

(出典: 社団法人日本社会福祉士会 作成Ver II-3を参考に作成)

(4) 介入拒否がある場合

調査や支援に対して、養護者等が拒否的な態度をとり、高齢者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。様々な工夫を重ねても、高齢者の生命や身体の安全を確認することができない場合は、適切な時期に立入調査の要否を検討することが必要となります。立入調査の要否を判断する根拠として、これまで訪問した日時とその結果の記録が重要となります。(例「〇月〇日〇時(訪問者名)、訪問したが、留守で会えず」など)

4 コアメンバー会議

(1) コアメンバー会議の開催

高齢者虐待防止法では、訪問調査等による事実確認によって高齢者や養護者の状況を確認した後、対応について協議することが規定されています(法第9条第1項)。

初動期におけるコアメンバー会議では、事実確認に基づいた情報を共有の上、虐待の有無と緊急性の判断、深刻度の判断を行い、その判断に基づいた対応方針や当面の支援計画を立案します。

この会議では、措置や立入調査等の市の権限行使について判断できる管理職の参加が必須となるため、地域包括支援センター職員に加え、社会福祉事務所長、社会福祉係長も参加します。必要なメンバーが都合により参加できない場合は、出席可能な参加者で会議を行ったのち、報告書を供覧することで、協議結果の情報共有を行います。

【協議事項】

- ・虐待の有無の判断
- ・緊急性の判断
- ・深刻度の判断
- ・緊急分離保護の検討
- ・立入調査要否の判断
- ・関係機関への支援要請
- ・今後の対応方針、担当者の決定など

対応方針が決定したら、役割分担に応じて期日までに対応し、初動期段階の評価会議を行います。評価会議では、コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、対応により高齢者の安全確保がなされたかどうかを評価します。また、次の対応に向けた情報収集の必要性も検討します。

(2) 緊急性が高いと判断した場合の対応

高齢者自身の生命や身体に重大な危険があり、緊急性が高いと判断した場合は、本人の身体を保護するなど、迅速かつ適切な介入が必要です。

状況に応じて警察への連絡、市職員による立入調査や警察署長への援助要請、救急車の手配、医療機関への連絡、または特別養護老人ホームへの入所措置などを行います。いずれにしても、高齢者の安全の確認、保護を優先します。

【緊急性が高いと判断できる状況】

- 1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される**
 - ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
 - ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- 2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある**
 - ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
 - ・家族の間で虐待の連鎖が起り始めている
- 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない**
 - ・虐待が恒常的に行われているが、養護者の自覚や改善意欲が見られない
 - ・養護者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
- 4 高齢者本人が保護を求めている**
 - ・高齢者が明確に保護を求めている

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）

(3) 深刻度について

虐待の深刻度は法に基づく対応状況等調査で利用されている指標です。高齢者が虐待によって被害を受けた程度であり、相談・通報受理後や事実確認実施後に組織で検討します。深刻度の区分は4段階に分けられ、虐待の程度（深刻度）計測フローの活用等により判断することとなっています。

【深刻度の区分】

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

第1表 高齢者虐待対応会議記録・計画書1【 コアメンバー会議 】

高齢者本人氏名： _____ 様
 計画作成者所属： 井原市地域包括支援センター
 計画作成者氏名： _____

初回計画作成日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 _____ 秒
 会議日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 _____ 秒

会議目的	虐待の有無、緊急性の判断、今後の対応の協議	出席者	氏名： _____ 所属： _____ 氏名： _____ 所属： _____ 氏名： _____ 所属： _____
虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 判断できず <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり → <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他	高齢者本人の意見・希望	氏名： _____ 所属： _____ 氏名： _____ 所属： _____
虐待事実の判断根拠	<input type="checkbox"/> 緊急性なし <input type="checkbox"/> 判断できず <input type="checkbox"/> 緊急性あり		
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等） <input type="checkbox"/> 高齢者本人・養護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 暴力や脅しが日常的に行われている <input type="checkbox"/> 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 <input type="checkbox"/> 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある <input type="checkbox"/> 高齢者の安全確認ができていない <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	養護者の意見・希望	
深刻度の区分	<input type="checkbox"/> 1（軽度） <input type="checkbox"/> 2（中度） <input type="checkbox"/> 3（重度） <input type="checkbox"/> 4（最重度）	※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 事実確認を継続（期限を区切った継続方針） <input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 警察への援助要請 <input type="checkbox"/> 緊急分離保護（ _____ ） <input type="checkbox"/> 入院（ _____ ） <input type="checkbox"/> 面会制限 <input type="checkbox"/> 在宅サービズ導入・調整（ _____ ）	
総合的な対応方針 ※「アセスメント要約票」全体のまとめより		対応の内容	【措置の適用】 <input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型生活介護 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中（理由： _____ ） <input type="checkbox"/> 成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用 <input type="checkbox"/> 経済的支援（生活保護相談・申請／各種減免手続き等）（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

高齢者虐待対応会議記録・計画書2【 コアメンバー会議 】

対象	優先順位	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)		
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間/評価日
		高齢者				
		養護者				
		その他の家族関係者				
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(「アセスメント要約票」の全体のまどめから記載)				計画評価予定日	年 月 日	

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

(出典: 社団法人日本社会福祉士会 作成Ver II -3を参考に作成)

(4) 立入調査の実施

高齢者の安否が確認できず、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じていると懸念される場合には、立入調査の実施について検討する必要があります。

ア 立入調査の法的根拠

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき、市長は市職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができますとしています（高齢者虐待防止法第 11 条第 1 項）。立入調査は、市又は直営の地域包括支援センターに限られます。

ただし、養護者等が立入調査を拒否し、施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律規定はなく、これをできるとは解されていません。

【立入調査が必要と判断される状況の例】

- 本人の姿が長期にわたって確認できず、従来の受診歴やサービス利用歴から、本人の状態が危惧されるとき
- 過去に虐待歴や虐待対応の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に本人を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき
- 本人が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような状況下で本人を生活させたり、管理していると判断されるとき など

イ 警察との連携

高齢者虐待防止法では、警察署長への援助要請等の規定が設けられており、必要に応じ適切に援助を求めることができるとされています（法第 12 条第 1 項）。

養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市職員だけで立入調査をすることが困難であると予想される場合には、井原警察署長に「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」を提出して援助を要請します。援助要請の要否はコアメンバー会議にて検討します。（緊急時は例外）

ウ 立入調査時の対応と留意点

- ・ 立入調査には予測される事態に備え、複数の職員で対応します。
- ・ 高齢者の心身の状態によっては入院や一時保護の必要性を的確に判断できる医療職（保健師・看護師等）の同行が有効です。
- ・ 事前の情報により、養護者に精神的な疾患が疑われる場合には入院を要する事態も想定し、入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。
- ・ 調査時は全職員が身分証明書を携行し、高齢者や養護者に対して、法律に基づいた行政行為であることや「調査目的」「確認項目」「立入調査理由」などを、冷静に誠意を持って説明します。
- ・ 高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きい場合は、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、保護に踏み切る必要があります。
- ・ 調査実施後は速やかに立入調査報告書を作成します。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の4第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めすることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

「高齢者虐待防止法」

【身分証明書見本】

(表面)

(裏面)

身 分 証 明 書	
第	号
課名	
職名	
氏名	
上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日交付	井原市長 印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）
(立入調査)
第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の4第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる。
2 前項の規定による立入り調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 対応計画（虐待対応ケース会議の開催）

虐待対応ケース会議では、市の責任において、関係機関それぞれの立場に応じた虐待に関する多角的分析を行い、各関係機関の機能を生かした役割分担をしながら、虐待対応計画を策定します。

(1) 情報収集と虐待発生要因・課題の整理

虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化を目的として情報収集を行います。

収集した個々の情報から虐待発生のリスクを探り、次にそれらの相互の関係性をみることで虐待の発生要因を明確にし、虐待解消に向けた課題を明らかにします。

また、虐待が解消に至った後の高齢者の安心した生活に向けて、他に必要な対応課題やニーズはないかどうかを見極める必要があります。その際、高齢者の意思や希望、養護者、家族の意向について丁寧に把握し、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて検討し、虐待対応計画（案）に結び付けていきます。

虐待のリスク要因（例）

	高齢者側の要因	養護者側の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や怪我による ADL の低下 ・疾病・障害がある ・要介護状態 ・認知症の発症・悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・依存症（アルコール・ギャンブル等） 	
心理的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・パワレス状態（無気力状態） ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・養護者との依存関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワレス状態（無気力状態） ・性格的な偏り 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡等） ・介護の押し付け
社会的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの養護者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解） ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

(2) 虐待対応計画（案）の作成

虐待対応計画は、虐待の解消と高齢者が安定した生活を送るための環境整備に向けて必要な対応を、チームとして計画的に進めていくために、地域包括支援センター職員が作成します。作成した計画（案）は虐待対応ケース会議で、課題や目標、役割分担と期限などを確認のうえ決定し、実行します。

(3) 虐待対応ケース会議の構成

参加メンバーは地域包括支援センター職員を中心に、必要に応じ、現在高齢者本人や養護者の支援や対応を行っている関係者、今後関わりを依頼する関係者、社会福祉事務所の管理職、井原市権利擁護アドバイザーなどによって適宜構成されます。

(4) 協議・決定

虐待対応ケース会議では、事前に作成された虐待対応計画（案）に基づいて、計画内容を協議し決定します。その際、必ず、具体的な役割分担や連絡体制、計画実施の期限を設定します。速やかな参集のもとで開催することが望ましいですが、コアメンバー会議と同時に開催し、迅速な対応へ繋げる方法も有効です。

6 支援・介入

虐待対応ケース会議で決定した虐待対応計画に基づいて関係者が連携して支援にあたります。

(1) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合は、迅速かつ的確な対応が必要となります。このような場合、高齢者の保護、養護者からの分離を優先して早急に支援を検討し、積極的な介入を行う必要があります。

ア 医療機関への一時入院

高齢者に治療の必要な外傷や疾病があったり、体力の低下などが疑われたりする場合には、医療機関に協力を得て、検査入院等の方法を取り、一時的に養護者からの分離を図ります。

イ 緊急ショートステイ事業の利用

介護保険サービスの利用が見込めない場合であって、同居者による虐待により本人の生命又は身体に危険が生じるおそれがある場合、「井原市高齢者生活支援ショートステイ事業」の利用により、一時的に施設において生活支援のサービスを提供します。

ウ 老人福祉法による措置

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じる危険性が高く、他の手段では虐待者から分離・保護が困難である場合は、老人福祉法による措置を実施します。

【老人福祉法による措置の種類】

① 養護老人ホームへの措置

② やむを得ない事由による措置

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

※やむを得ない事由による措置とは

虐待等の事由によって、契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な高齢者に対して、市が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。あくまでも高齢者の生命や身体の安全又は財産を保護するための一時的なものであり、やむを得ない事由が解消した時点で、措置は解除しなければなりません。措置解除の判断は評価会議で行い、措置の解除と同時に高齢者本人や家族の同意を得て、契約による介護保険サービス利用に切り替えます。

「やむを得ない事由による措置」に関しては、以下のことに配慮して適切に運用します。

- ・ 高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても措置を行うことは可能であること
- ・ 高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、やむを得ない事由による措置を行うべき時は、まず措置を行うことが必要であること
- ・ 高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、措置を行うことは可能であること

（平成15年9月8日開催、全国介護保険担当課長会議資料より）

エ 面会制限

高齢者虐待防止法では、上記ウの措置がとられた場合、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、高齢者虐待を受けた高齢者と当該虐待を行った養護者の面会を制限することができることとされています（法第13条）。面会制限や高齢者の分離保護先を秘匿するかどうかの決定は、市の判断と責任で行います。面会制限の要否は、虐待の内容や経過、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に判断します。また、当面の面会制限の期間と定期的な評価をする時期を定め、面会制限を解除する要件や方法などを検討しておく必要があります。

高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の決定は、行政処分に該当することから、行政手続法に従った対応が必要となります。処分の対象者である高齢者及び養護者に対して事前に「弁明の機会の付与」の手続きを行います（行政手続法第13条第1項第2号、第29条ないし第31条）。例外として、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため」に「弁明の機会の付与」の手続きを執ることができないときは、当該手続は不要です（行政手続法第13条第2項第1号）。市は、面会制限の必要性や緊急性を踏まえて「弁明の機会の付与」の手続の要否を判断します。

高齢者及び養護者には処分内容を通知するとともに、原則として、当該処分の理由を書面で具体的に示さなければなりません（行政手続法第 14 条第 1 項本文、第 3 項）。ただし、「理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合」には、処分時の理由提示を省略することができますが、「処分後相当の期間内」に書面で理由を提示する必要があります（行政手続法第 14 条第 1 項ただし書、第 2 項、第 3 項）。

また、処分通知書においては、審査請求及び取消訴訟ができる旨の教示文を記載しなければなりません（行政不服審査法第 82 条及び行政事件訴訟法第 46 条）。処分を通知する際は、高齢者及び養護者から、可能な限り面会制限について理解を得るようにすることが望ましいと考えられます。

オ 成年後見制度等の利用

成年後見制度は、認知症など判断能力の不十分な者を保護し支援する制度であり、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて、補助人、保佐人、後見人のいずれかを選任することで本人の権利を保護します。高齢者虐待防止法でも、制度の申立てを行う親族がいない場合などには、適切に市長による成年後見制度利用開始の審判の請求（市長申立て）を行うことが規定されています（法第 9 条）。

また、社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

高齢者の権利を保護するためにこれらの制度活用を念頭に置いた支援策の検討も行います。

(2) 既存の枠組みで対応が可能な場合

ア 継続的な見守りと予防的支援

地域包括支援センターの担当職員、担当の介護支援専門員等による定期的な訪問を継続し、高齢者本人や養護者等の状況を確認しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。

また、地域の民生委員や近隣住民等による声かけや見守りなどにより、高齢者や養護者の精神的安定や異変等への早期対応が可能になると考えられます。

イ 介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスが有効といえます。

ウ 社会資源の活用による支援

養護者に認知症高齢者の介護や身体介護の技術等に対する正確な知識・理解がない場合など、介護者への啓発を目的とした家族介護教室などへの参加や介護者同士の交

流の場が勧められます。介護保険外の福祉サービスの利用や地域の交流会などの参加も有効な手段となり得ます。

エ 問題に応じた専門機関の支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにも関わらず十分な支援や治療を受けていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合など、何らかの困難な問題を抱えている場合には、それぞれの問題に応じた適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

また、高齢者に認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状が見られる場合には、医療的課題を明らかにするために専門医療機関の受診へつなげることも重要です。

(3) 養護者への支援

養護者の負担軽減のため、高齢者虐待防止法には、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（法第14条）。

高齢者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられ、養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考え、家族全体を支援する観点が重要となります。そのため、要因を分析した上で課題を明らかにし、関係者間で合意された方針に基づいた支援をチームで行う必要があります。

養護者への支援は、虐待の解消と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、適切に行うことが求められています。

7 評価・終結（評価会議の開催）

(1) 評価

市は虐待対応の終結まで、高齢者や養護者の状況を随時確認し、対応計画の実施状況や目標が達成できたか、支援方針・対応計画の見直しが必要かについて繰り返し評価します。また、やむを得ない事由による措置の解除の判断も評価会議において行います。

高齢者を取りまく状況は日々刻々と変化し、新たな支援課題が出てくる可能性があります。個々の支援課題や目標、支援内容の見直しの必要性も常に意識して支援にあたります。

(2) 終結

評価の結果、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間継続していることが確認できた時点で、評価会議において終結の判断を行います。

ここでいう終結は「虐待対応としての終結」であり、高齢者や家族との関わりが終了するわけではありません。必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援を行います。

終結後、虐待が再発した場合は、再び虐待対応を開始することになります。

(3) 報告

毎年、国が実施する「法に基づく対応状況等調査」において、市は高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数等の実態や虐待に対する対応状況等を報告します。

また、年1回井原市権利擁護推進会議で虐待の対応状況や事例の報告・分析を行います。

【 ケース会議 】 高年齢虐待対応会議記録・計画書1【

第1表

高齢者本人氏名: _____ 様

計画作成者所属: 井原市地域包括支援センター

計画作成者氏名: _____

初回計画作成日: _____年 _____月 _____日 _____時 _____分

会議日時:

会議目的	対応状況の確認および今後の対応の協議	出席者	氏名: _____ 所属: _____ 氏名: _____ 所属: _____
虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり → <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他	高齢者本人の意見・希望	氏名: _____ 所属: _____
虐待事実の判断根拠	<input type="checkbox"/> 緊急性なし <input type="checkbox"/> 緊急性あり	養護者の意見・希望	氏名: _____ 所属: _____
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等） <input type="checkbox"/> 高齢者本人・養護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 暴力や脅しが日常的に行われている <input type="checkbox"/> 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 <input type="checkbox"/> 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある <input type="checkbox"/> 高齢者の安全確認ができていない <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
深刻度の区分	<input type="checkbox"/> 1（軽度） <input type="checkbox"/> 2（中度） <input type="checkbox"/> 3（重度） <input type="checkbox"/> 4（最重度）	※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	
総合的な対応方針 ※「アセスメント要約票」全体のまとめより		対応の内容 事実確認を継続（期限を区切った継続方針） <input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 警察への援助要請 <input type="checkbox"/> 緊急分離保護（ _____ ） <input type="checkbox"/> 入院（ _____ ） <input type="checkbox"/> 面会制限 <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整（ _____ ） 【措置の適用】 <input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型生活介護 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中（理由： _____ ） <input type="checkbox"/> 成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用 <input type="checkbox"/> 経済的支援（生活保護相談・申請／各種減免手続き等）（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

第2表

高齢者虐待対応会議記録・計画書2【 ケース会議 】

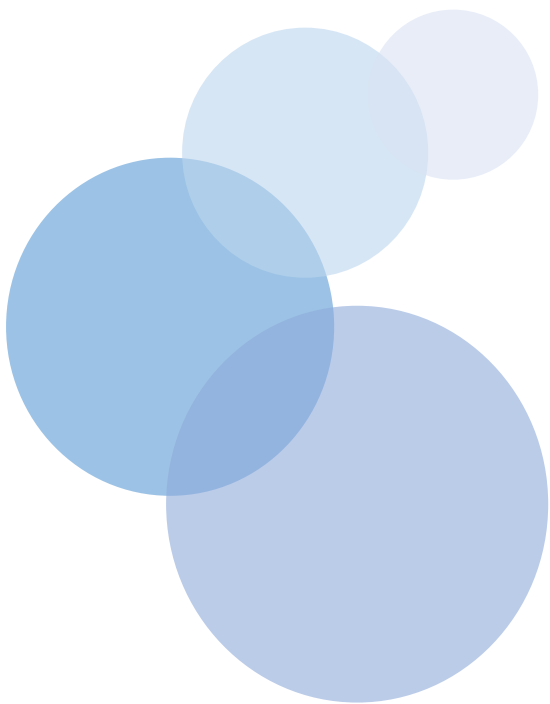
対象 優先 順位	課題	目標	対応方法(具体的な役割/分担)		実施日時・期間/評価日
			何を・どのように	関係機関・担当者等	
	高齢者				
	養護者				
	その他の家族 関係者				
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(「アセスメント要約票」の全体のまとめから記載)			計画評価予定日	年 月 日	

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

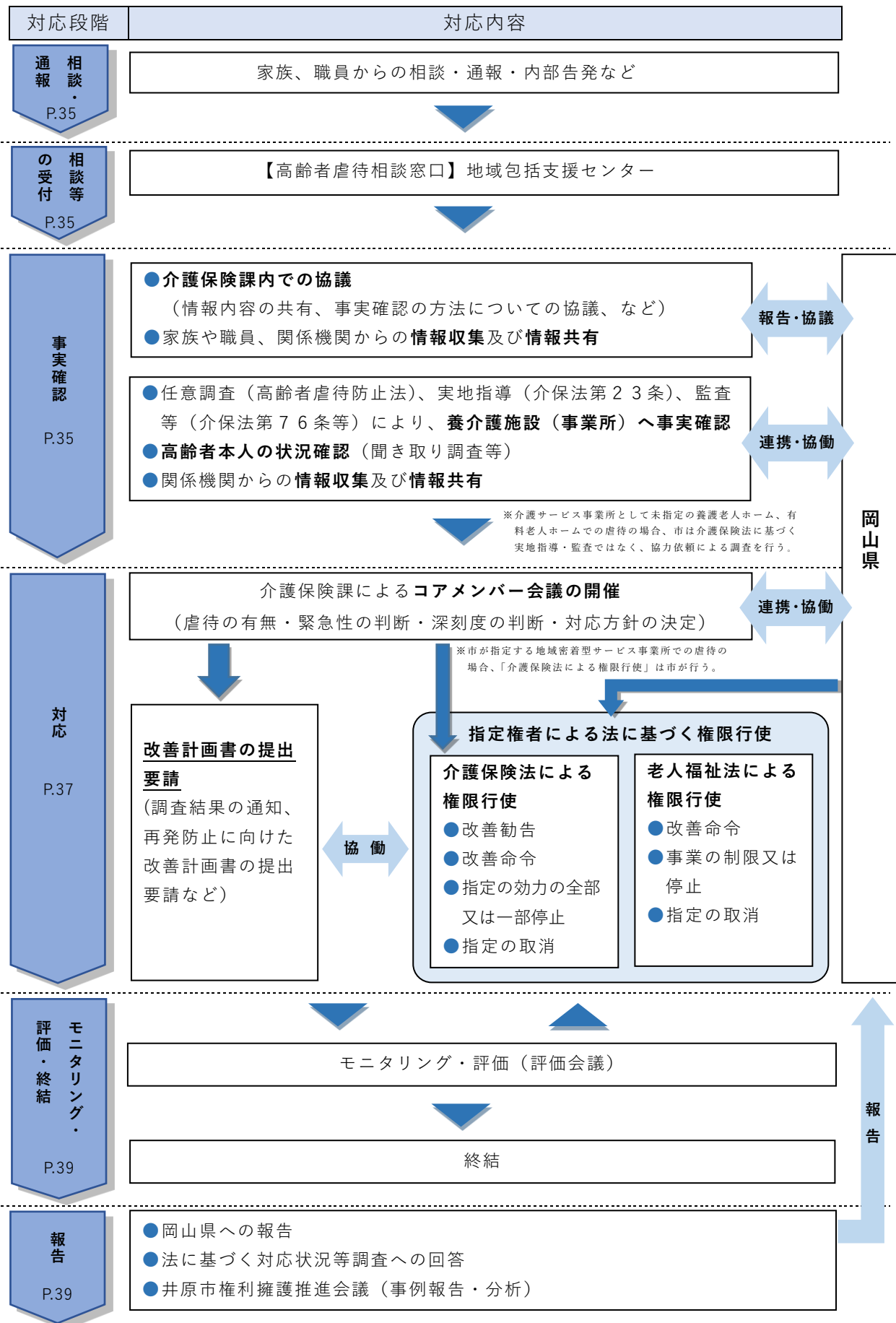
(出典:社団法人日本社会福祉士会 作成Ver II -3を参考に作成)

第3章

養介護施設従事者等による 高齢者虐待への対応



【養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 フローチャート図】



第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1 相談・通報および相談等の受付

相談・通報等への対応は、高齢者が入所している養介護施設等の所在地の市町村が行うこととなっています。家族等がいる他市町村に通報がなされた場合には速やかに施設所在地の市町村に引き継ぎます。

【井原市における相談・通報窓口】

受付時間	部署名	連絡先
月曜日～金曜日 (閉庁日を除く) 8:30～17:15	井原市役所 介護保険課 地域包括支援センター	TEL:(0866) 62-9552 FAX:(0866) 65-0268
夜間・休日	井原市役所(宿直・日直)	TEL:(0866) 62-9555

(1) 養介護施設従事者等による虐待における市の役割（高齢者虐待防止法規定）

- ① 対応窓口の周知（法第21条第5項）
- ② 通報を受けた場合の事実確認等
- ③ 養介護施設従事者等による虐待に係る事項の県への報告（法第22条）
- ④ 高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（法第24条）

(2) 通報者の保護

相談や通報等によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。特に、養介護施設従事者等が通報者である場合、事実の確認に当たっては通報内容が虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、養介護施設等には通報者を特定させるものを漏らさないよう調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要となります（高齢者虐待防止法第23条）。

また、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています（高齢者虐待防止法第21条第7項）。

2 事実確認および対応

(1) 事実確認の根拠

通報等を受けた井原市は、介護保険課（地域包括支援センター・介護保険係）内で、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行う方法を検討するための協議を行います。協議を行う際は、あらかじめ関係機関等から情報収集や情報共有を行います。

通報等の内容は多種多様であり、既存の情報等を踏まえ、個別事案に応じて任意調査や実地指導、監査等の方法を用い、迅速かつ正確な事実確認を行います。

通報等の内容から高齢者虐待が疑われ、老人福祉法の規定にある「入居者の処遇に関し不当な行為や入居者の利益を害する行為」、介護保険法の規定にある「人格尊重義務違反」に該当する可能性があるとして判断された場合は、法の規定に基づく監査による事実確認を行うことが基本となります。

(2) 岡山県との連携・協働

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市は虐待に関する事項を県へ報告しなければなりません（法第22条）。

井原市では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受け、介護保険課内で協議を行う時点で岡山県へ報告を行います。

通報等に係る養介護施設等の指定権者が岡山県の場合は、速やかに岡山県に報告し、対応内容の協議を行います。また、対応の一連の場面で岡山県と役割分担を行いながら協働で対応を実施します。

井原市が指定権者である施設等における虐待対応については必要に応じ岡山県から助言を受けます。

(3) 事実確認の準備と実施

ア 事実確認の準備段階

事実確認の実施にあたっては、通報者等から得た養介護施設等の種別や規模、職員勤務体制等の情報を整理し、事実を確認する対象範囲や調査メンバー、役割分担を確定しておきます。また、具体的に確認する事項の一覧表を作成し、その項目に関連する質問内容を準備します。

イ 高齢者への面接

初回調査では高齢者の安否確認・安全確保を最優先で行うことが求められるため、医療職等の同行が必要となります。高齢者への面接は、原則として養介護施設等の職員が立ち会わない状況で行い、生活状態や心身状態を確認するとともに、通報等の内容に関する事実確認を行います。また、当該高齢者以外の利用者に対しても虐待や権利利益の侵害等が行われている可能性も考えられることから、可能な範囲で他の利用者に対しても面接調査を行います。

ウ 養介護施設従事者等への面接

当該養介護施設従事者等への面接調査では、通報等の内容に関する確認だけでなく、虐待発生の背景となっている施設等の問題を明らかにするための確認も行います。調査当日不在にしている職員に対しては、後日事実確認を実施します。

エ 各種記録等の確認

高齢者に関する記録等から通報等の内容に関連する記載を確認するとともに、通報等の内容以外で虐待が疑われる事案が発生した背景要因を確認する必要があります。

【各種記録等から確認すべき事項】

- 通報等の内容に関する記録の有無と内容（通報等の内容の事実を確認したり虐待の有無を特定したりするための情報確認）
- 通報等の内容以外に、高齢者への虐待や権利利益の侵害に該当する行為が行われいなか、適切とはいえない介護等が行われていないか、苦情や事故への対応が適切に行われているか
- 虐待防止の取組状況（虐待防止委員会の活動及び身体拘束適正委員会、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修実施状況、指針の有無、虐待防止担当者等）

(4) コアメンバー会議

事実確認終了後はコアメンバー会議を開催し、速やかに虐待の有無や緊急性の判断、深刻度の判断を行い、対応方針を検討します。

この会議では、措置や立入検査等の権限行使について判断できる管理職の参加が必須となるため、介護保険課職員に加え、社会福祉事務所長、社会福祉係長も参加します。

協議の結果、生命の危険があると判断される場合は、医療機関への一時的な入院や、やむを得ない事由による措置等、老人福祉法による措置介入を適切に行います。

また、再発防止の観点から、養介護施設等に対しては当日の行為者のシフトを変えることや、代替職員を探す、あるいは警察への通報など、その場で可能な対応を行う場合があります。

【協議事項】

- ・ 虐待の有無の判断
- ・ 緊急性の判断
- ・ 深刻度の判断
- ・ 老人福祉法による措置介入の必要性
- ・ 課題の整理、対応方針の決定 など

(5) 深刻度について

虐待の深刻度は法に基づく対応状況等調査で利用されている指標です。高齢者が虐待によって被害を受けた程度であり、相談・通報受理後や事実確認実施後に組織で検討します。深刻度の区分は4段階に分けられ、虐待の程度（深刻度）計測フローの活用等により判断することとなっています。

【深刻度の区分】

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

(6) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた場合には、井原市又は岡山県は指導を行い、改善を図ります。指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令・指定の取り消し処分などの権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります。(高齢者虐待防止法第 24 条)

(7) 刑事訴訟法第 239 条に基づく告発について

刑事訴訟法第 239 条第 2 項に、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときには、告発をしなければならない旨が規定されています。したがって、虐待の対応においては、市、県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。ただし、被害の届出の支援や告発については、被虐待者本人や家族の心情やフラッシュバック等の二次被害が生じないよう配慮が必要です。

警察との連携については、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが求められます。

(8) 調査結果及び指導の通知、改善計画書の受理と改善報告書の提出

養介護施設等に対して、事実確認の結果と改善が必要と考えられる事項を整理して通知するとともに、期限を定めて指導内容に準じた改善計画書の提出を求めます。

改善計画には、虐待が発生した要因の分析や再発防止に向けた実効性のある具体的な取組を盛り込む必要があります。

法に基づく対応状況調査による虐待発生要因（上位項目）

虐待を行った職員の課題
<ul style="list-style-type: none">・ 職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足・ 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足・ 職員のストレス・感情コントロール・ 職員の倫理観・理念の欠如 等
組織運営上の課題
<ul style="list-style-type: none">・ 職員の指導管理体制が不十分・ 虐待防止や身体拘束廃止に向けた取り組みが不十分・ チームケア体制・連携体制が不十分・ 職員研修の機会や体制が不十分・ 職員が相談できる体制が不十分 等
運営法人・経営層の課題
<ul style="list-style-type: none">・ 経営層の現場の実態理解不足・ 経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足・ 業務環境変化への対応取り組みが不十分 等

3 モニタリング・評価・終結（評価会議の開催）

(1) モニタリング・評価

改善計画書受理後、養介護施設等における改善取組の実施状況や効果について、当該施設等からの報告にとどまらず、一定期間後に市は当該施設等を訪問することにより、虐待の再発防止に向けた取組を、改善報告書を確認しながら行う必要があります。

養介護施設等の改善取組は、改善計画に基づいた改善報告書にて、評価を行います。期間を定めて目標を設定した場合には、期間が過ぎた時点で評価会議を実施し、その後の改善状況を検討します。具体的には、養介護施設従業者等による虐待状態が解消されていることや個々の改善目標が達成されていること、虐待予防・防止のための取組が継続して行われていることを確認します。井原市では、評価会議はコアメンバー会議の参加メンバーによって、当該施設等で確認した改善取組状況の評価を行います。

(2) 終結

虐待対応の終結は、改善計画に沿った改善報告書に基づき、モニタリングを行った結果を踏まえ、評価会議にて判断します。

岡山県が指定権者の施設である場合で、井原市が終結を判断した場合は、岡山県に報告し情報共有を図ります。

(3) 報告

毎年、国が実施する「法に基づく対応状況等調査」において、市は高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数等の実態や虐待に対する対応状況等を報告します。

また、年1回井原市権利擁護推進会議で虐待の対応状況や事例の報告・分析を行います。

4 その他

(1) 身体的拘束等の適正化

介護保険法および老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入所者又はほかの入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行ってはならない」と定義しており、身体的拘束等を原則として禁止しています。

身体的拘束等は緊急やむを得ない場合に該当する三要件を満たし、適正な手続きを経た場合に限り認められています。その手続きとして、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、2年間保存する必要があります。適正な手続きを経していない身体的拘束等は、仮に高齢者や家族が同意したとしても、高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

【緊急やむを得ない場合に該当する三要件（全て満たすことが必要）】

- 切迫性：本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

また、身体的拘束等の適正化を図る観点から、対象事業（※）のサービス事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施措置を講じることとしています。この措置は、身体的拘束等を行っていなくても講じることが義務付けられています。なお、身体的拘束等を行う場合における記録がない場合や身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する身体拘束廃止未実施減算が導入されています。

【（参考）身体的拘束等の適正化のための措置】

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（※）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(2) 養介護施設設置者等による高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法では、養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講ずるものとしています（法第20条）。

また、令和6年4月から、すべての介護サービス施設・事業者の運営基準に基づき、以下の高齢者虐待防止措置を義務とし、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する高齢者虐待防止措置未実施減算（※）が導入されています。

（※）居宅療養管理者指導及び特定福祉用具販売を除く

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

これらの「高齢者虐待防止措置」は、各運営規程に定めておかなければなりません。

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要となります。養介護施設等の管理者には、虐待を職員個人の問題に帰すのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことが求められます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

()

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : _____

・サービス種別 : _____

(事業者番号 : _____)

・所在地 : _____

TEL _____ FAX _____

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級、日常生活自立度及び要介護度その他の心身の状況

性別	男	女	年齢階級※				
要介護度等	要支援	1	2				
	要介護	1	2	3	4	5	
	その他						
認知症高齢者の日常生活自立度	自立	I	II a	II b	III	IV	M
障害高齢者の日常生活自立度	自立	J	A	B	C		
心身の状況							

※ 該当する番号を記載すること

- 1 65～69歳 2 70～74歳 3 75～79歳 4 80～84歳
5 85～89歳 6 90～94歳 7 95～99歳 8 100歳以上

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 心理的虐待 その他()	介護・世話の放棄・放任 性的虐待 経済的虐待
虐待の内容		
発生要因		
判断日*	令和 年 月 日	*虐待有り判断した日

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名(※)		生年月日(※)	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5 市町村が行った対応

<input type="checkbox"/> 施設等に対する指導	<input type="checkbox"/> 文書指導（指導文書を添付すること） <input type="checkbox"/> 口頭指導（「身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き行わないこと」など具体的に記載すること）
<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画書・改善報告書の提出依頼 <input type="checkbox"/> 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導 <input type="checkbox"/> (主として地域密着型サービスについて)介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載すること)	

6 虐待を行った養介護施設従事者等において改善措置が行われている場合にはその内容及び虐待を行った養介護施設従事者等に対して処分等が行われている場合にはその内容

<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画書・改善報告書の提出 <input type="checkbox"/> 介護保険法の規定に基づく改善勧告・改善命令等への対応 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載すること)	
<input type="checkbox"/> なし	

・虐待を行った養介護施設従事者等への処分等の状況

<input type="checkbox"/> あり	処分(解雇、減給等)又は指導(厳重注意、研修受講等)等、施設等が従業者に行った対応を記載
<input type="checkbox"/> なし	

7 市町村又は養介護施設等において警察へ相談等が行われている場合にはその内容

<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 養介護施設等 <input type="checkbox"/> その他：
	内容(具体的に記載すること)
<input type="checkbox"/> なし	

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、上記の通り報告する。

年 月 日

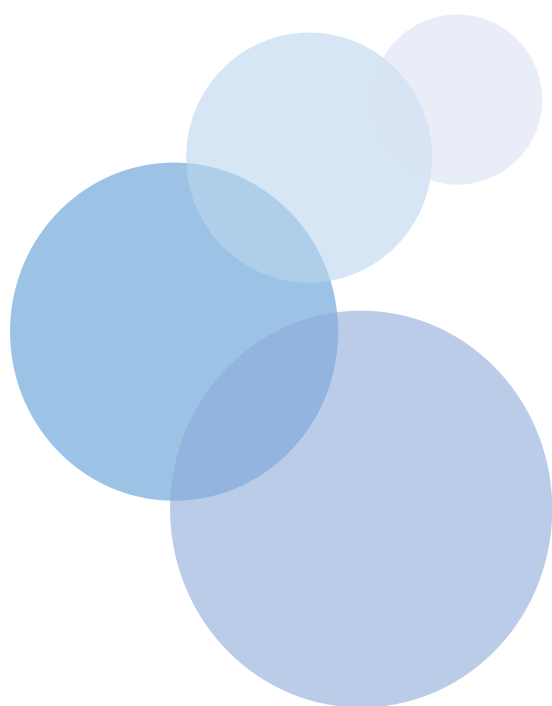
岡山県備中県民局長 殿
 (担当課：健康福祉部 健康福祉課)

井原市長

(注) (※)印の項目については、不明の場合には記載しなくてよい。

第4章

井原市権利擁護支援 ネットワーク



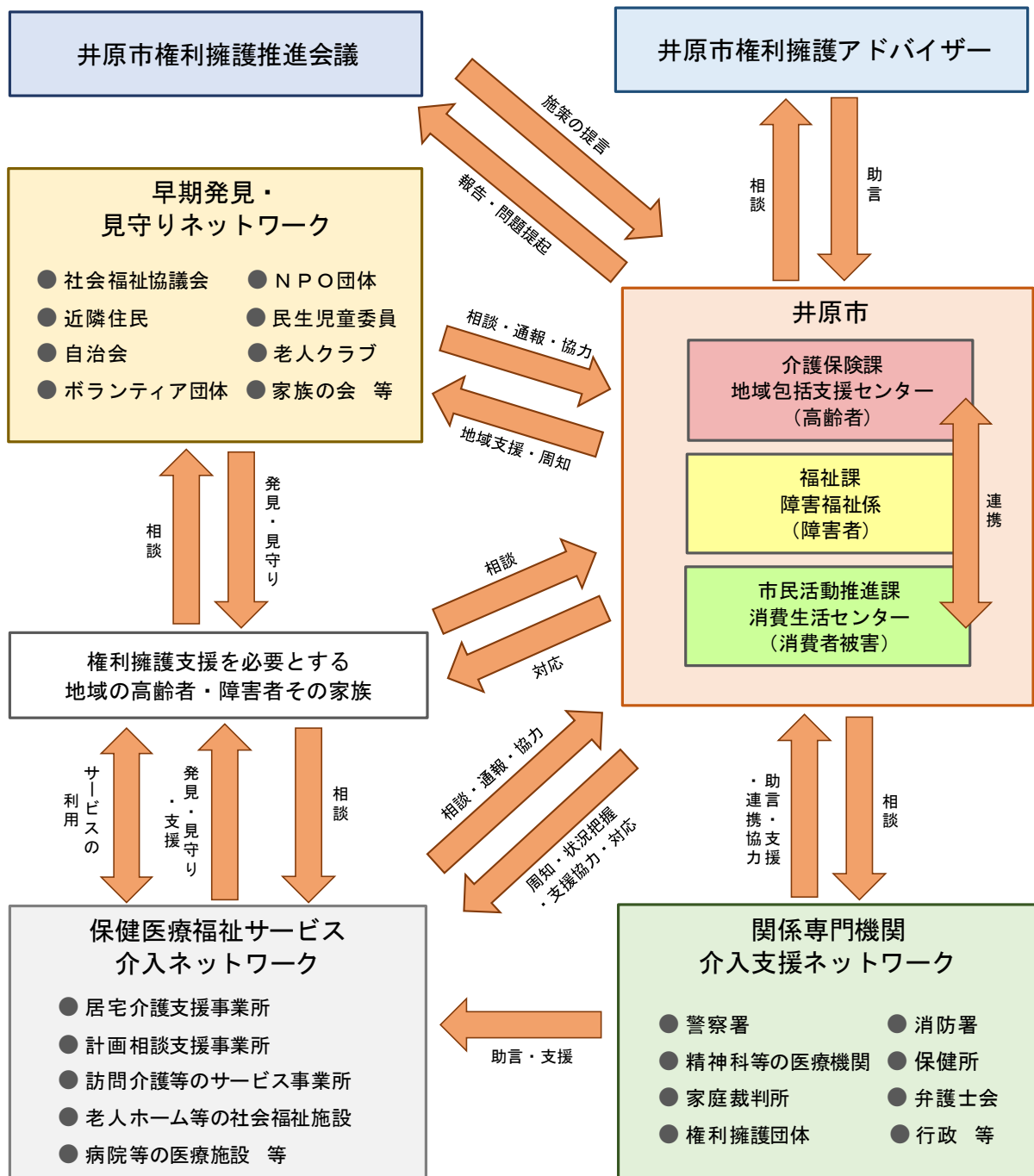
第4章 井原市権利擁護支援ネットワーク

1 関係機関によるネットワーク

(1) ネットワークのイメージ

井原市権利擁護支援ネットワーク

虐待対応・成年後見制度の利用支援・消費者被害対応など、権利擁護支援を必要とする高齢者・障害者が地域で安心して生活できるよう、関係機関で支援ネットワークを構築し、連携対応する。



(2) ネットワークの重要性

高齢者虐待は、複雑な問題を抱えている家族で起きやすいことから一つの機関では対応できないことが多く、地域の各関係機関がそれぞれの専門性を生かし、連携・協力して対応することが重要です。

高齢者虐待防止法においても、市は養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるように、関係機関、民間団体等との連携協力体制（ネットワーク）を整備しなければならないとされています。（法第 16 条）

2 ネットワークの3つの機能

ネットワークで必要とされる3つの機能は、以下のとおりです。

(1) 「早期発見・見守りネットワーク」の機能

虐待の予防・未然防止や早期発見を行い、虐待事例については、その解決にむけて見守り、支えていく、民生委員や地域組織などによる身近な地域における見守り機能です。

市は、高齢者虐待の定義や実態、通報義務、対応窓口などについて周知し、認識の向上と行政など関係機関への協力を呼び掛けていくことが必要となります。

(2) 「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」の機能

地域で日常的に活動し、虐待事例への対応に第一次的に関わることが多い、相談や介護支援に関わる関係機関・関係者による虐待対応機能です。居宅介護支援事業所の介護支援専門員や介護サービス提供事業所の職員などがあてはまります。

虐待対応の最前線に立つこれらの関係機関は、ネットワークの根幹を支えることになります。そのため、必要なときに適切な対応ができるよう専門的知識や対応力が求められます。

(3) 「関係専門機関介入ネットワーク」の機能

地域の通常の相談や介護支援の範囲を超えて専門的な対応を必要とされる場合に、専門機能を持つ関係機関・関係者の協力を得て、連携して対応する専門的な虐待対応機能です。

高齢者虐待に絡んで、さまざまな問題を抱えている困難事例である場合も少なくありません。医療機関や精神保健分野の専門機関、法律等の専門機関、その他専門職との連携などにより、専門的な助言や指導を得る機会を確保し、活用することも必要な場合があります。

これら3つの機能が役割を分担し、連携して対応することにより、高齢者虐待を防止したり、問題が深刻化する前に高齢者や養護者・家族に対する適切な支援を行うことが可能になると考えられます。

3 ネットワークの運用

(1) ネットワークの円滑な運用

ネットワークが有効に機能するには、以下のようなポイントがあります。

ア 顔の見える関係づくり（連携の重要性）

ネットワークの運用において、心がけなければならないことは、「顔の見える」連携づくりです。ネットワークの構成員が、どのような役割や存在かを普段から知っておくことで、緊急時にも助言等の依頼がしやすく、連携もとりやすくなります。そのためにも、機会あるごとに、定期的な顔合わせが必要と考えられます。

イ 情報の共有

高齢者虐待の対応に関しては、さまざまな複雑な問題に直面することから客観的な事実が把握しにくい場面もあるため、関係機関で情報を共有し、関わり方の方向性を統一し、それぞれの専門性を生かした役割を明確にしておく必要があります。

(2) 井原市権利擁護推進会議

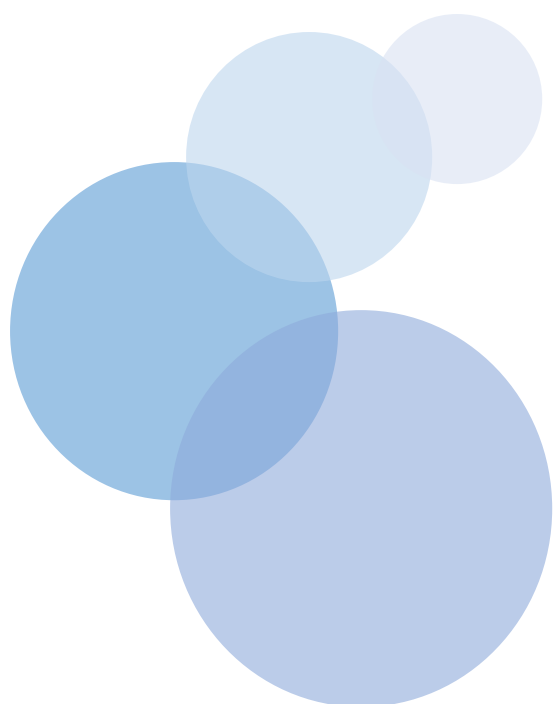
井原市では平成 23 年 3 月から、関係機関、民間団体との連携協力体制（ネットワーク）を築くために「井原市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を設置し、関係機関・団体等のネットワーク形成や虐待防止への対策に関すること等を検討するほか、虐待事例等必要な情報の交換などを行っていました。

平成 27 年 4 月からは、「井原市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」と「井原市市民後見人養成事業運営委員会」を統合し、「井原市高齢者権利擁護推進会議」を新たに設置して、高齢者の権利擁護体制の推進を図りました。

さらに、令和 2 年 4 月からは、協議内容に障害者や消費生活相談に関することを拡充し、「井原市権利擁護推進会議」と会議の名称を改め、高齢者に限定せず、広く権利擁護支援体制の推進を図っています。

第5章

関係する諸制度



第5章 関係する諸制度

1 成年後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度で、選任された後見人等が本人に代わって財産管理や福祉サービス等に関する法律行為を行い、本人の判断能力を補い、保護する制度です。大きくは『法定後見』と『任意後見』に分けられます。

法定後見において、身寄りがないあるいは配偶者、親族がいても後見の申立てをする人がいない場合等には市長が申立てを行います。また、後見人等への報酬を本人が負担することが困難な場合には、市が支援できる場合があります。

	類型	判断能力	援助人	備考
法定後見	後見	全くない	成年後見人	必要に応じて、複数の人や法人を援助者として選任することがある。
	保佐	著しく不十分	保佐人	
	補助	不十分	補助人	
任意後見	将来、判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ、任意後見人となる者との間で任意後見契約を締結しておく。		任意後見人	任意後見契約を公証人による公正証書で作成し、登記する。援助の内容は、本人の希望に応じて設定可能。

【問い合わせ先】井原市役所 介護保険課 地域包括支援センター（市役所2階北）
電話：(0866) 62-9552

2 日常生活自立支援事業

在宅で生活しており、判断能力に不安があるために福祉サービスの利用や日常の金銭管理の面で支援が必要な人を対象に、社会福祉協議会が行う事業です。

高齢者の利用意思確認ができることを前提とし、社会福祉協議会と契約を結ぶことにより、有料で生活支援員が次のような支援を行います。

福祉サービスの利用援助
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスを利用し、又は利用をやめるために必要な手続き ●福祉サービスの利用料を支払う手続き ●住民票の届出等の行政手続きに関する援助、など
日常的金銭管理サービス
<ul style="list-style-type: none"> ●毎日の生活に必要なお金の出し入れ ●医療費、公共料金、税金などの支払い ●年金や福祉手当の受取り、など
通帳、印鑑預かりサービス
<ul style="list-style-type: none"> ●年金証書、権利証、保険証書、預金通帳、実印などの保管

【問い合わせ先】井原市社会福祉協議会（井原市総合福祉センター内）
電話：(0866) 62-1484

3 老人福祉法に基づく措置

養護者の高齢者虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、市が職権をもって必要なサービスを提供できる措置制度があります。

(1) 養護老人ホームへの入所

「養護老人ホーム」は、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、市が職権により入所させることができます。なお、養護老人ホームの措置入所には、介護度が重度の場合は対応できないことがあります。

(2) やむを得ない事由による措置

「やむを得ない事由による措置」は、虐待等の事由により介護保険サービスを受けられない高齢者に対して、老人福祉法の規定に基づき介護保険サービスを受けられるようにするものです。

「やむを得ない事由による措置」は一時的なものであり、できるだけ速やかに成年後見制度の活用や家族支援等の必要な働きかけを続け、契約への切り替えを進めていく必要があります。

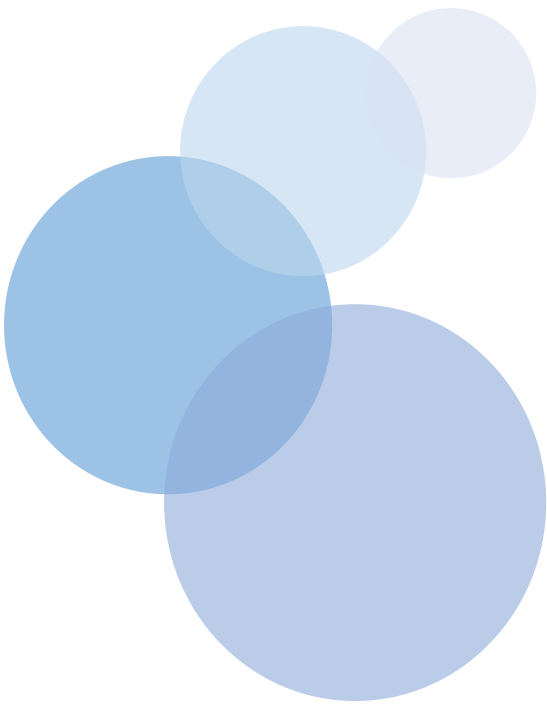
(3) 措置による費用負担

市が措置費を支弁しますが、本人等から費用の一部を徴収することができます。介護保険制度を利用した場合であれば、9割は保険給付、1割を措置費として支弁します。この場合も後で本人から費用を徴収することができます。

【問い合わせ先】井原市役所 福祉課 社会福祉係（市役所1階南）

電話：(0866) 62-9516

卷末資料



1. 高齢者虐待に関する関係機関

	機関・窓口	住所	連絡先
相談・通報	井原市役所 介護保険課 地域包括支援センター	井原市井原町 311-1	(0866) 62-9552 ※休日・夜間 (0866) 62-9555
緊急時	井原警察署	井原市西江原町 859-1	110 (0866) 62-9110
	井原地区消防組合消防本部	井原市七日市町 3216	119 (0866) 62-1260
成年後見・権利擁護等の相談	岡山家庭裁判所倉敷支部	倉敷市幸町 3-33	(086) 422-1038
	財団法人リーガルエイド岡山	岡山市北区南方 1-8-29	(086) 223-7899
	財団法人成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部	岡山市北区駅前町二丁目 2番 12号	(086) 226-0470
	NPO 法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク	岡山市北区南方 3-5-25 第三メゾンおたみ 305号	(086) 222-0019
	高齢者・障がい者なんでも相談会（※直接会場にて相談）	きらめきプラザ（岡山市）2階 ゆうあいセンター大・小会議室	毎月第一土曜日 13時～16時
	井原市社会福祉協議会	井原市井原町 1110	(0866) 62-1484
	井原市役所 介護保険課 地域包括支援センター	井原市井原町 311-1	(0866) 62-9552
その他の機関	岡山県女性相談所	岡山市北区南方 2-13-1	(086) 235-6060
	NPO 法人おかやま入居支援センター	岡山市北区広瀬町 2-11	(086) 230-1056
	井原市役所 福祉課 社会福祉係	井原市井原町 311-1	(0866) 62-9516
	井原市役所 福祉課 生活福祉係	井原市井原町 311-1	(0866) 62-9526

2. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年法律第百二十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定

する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第

二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係

る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下禁固刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、
第五十五条、第二百二十四条並びに第三百十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日
二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、
第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百十一条、第一百十一条の二及び第三百十
条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三百十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介

護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十五条の十二、第一百五十五条の二十二第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百四十一条の見出し及び同条第一項、第二百四十八条第二項、第二百五十二条及び第二百五十三条並びに第七十六條の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七十九条から第八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の

改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四・五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第百二十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

(検討)

第二条

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

3. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年厚生労働省令第九十四号)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二十二條の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

第一條 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。)第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待(以下「虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二條第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所(以下「養介護施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

一 養介護施設等の名称、所在地及び種別

二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七條第一項に規定する要介護状態区分をいう。)又は要支援状態区分(同條第二項に規定する要支援状態区分をいう。)その他の心身の状況

三 虐待の種別、内容及び発生要因

四 虐待を行った養介護施設従事者等(法第二條第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種

五 市町村が行った対応

六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容(指定都市及び中核市の例外)

第二條 法第二十二條第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三條 法第二十五條の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 虐待があった養介護施設等の種別

二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

4. 老人福祉法（一部省略）

老人福祉法（抄）

（昭和三十八年法律第百三十三号）

最終更新：令和四年六月十七日公布

（令和四年六月十七日法律第六八）改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

（老人福祉増進の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

（老人の日及び老人週間）

第五条 一省略一

（定義）

第五条の二 この法律において、「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。

2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、

これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

4 この法律において、「老人短期入所事業」とは、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。

5 この法律において、「小規模多機能型居宅介護事業」とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。

6 この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

7 この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「訪問介護等」という。）を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

（福祉の措置の実施者）

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しく

は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(市町村の福祉事務所)

第五条の五 市町村の設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)は、この法律の施行に関し、主として前条第二項各号に掲げる業務を行うものとする。

(市町村の福祉事務所の社会福祉主事)

第六条 市及び福祉事務所を設置する町村は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の指揮監督を受けて、主として次に掲げる業務を行う所員として、社会福祉主事を置かなければならない。

一 福祉事務所の所員に対し、老人の福祉に関する技術的指導を行うこと。

二 第五条の四第二項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行うこと。

(連絡調整等の実施者)

第六条の二 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 この法律に基づく福祉の措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 老人の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

2 都道府県知事は、この法律に基づく福祉の措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理する福祉事務所に委任することができる。

(都道府県の福祉事務所の社会福祉主事)

第七条 都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所の長の指揮監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち専門的技術を必要とするものを行う所員として、社会福祉主事を置くことができる。

(保健所の協力)

第八条 保健所は、老人の福祉に関し、老人福祉施設等に対し、栄養の改善その他衛生に関する事項について必要な協力を行うものとする。

(民生委員の協力)

第九条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(介護等に関する措置)

第十条 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の介護等に関する措置については、この法律に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。

(連携及び調整)

第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たっては、前条に規定する介護保険法に基づく措置との連携及び調整に努めなければならない。

第二章 福祉の措置

(支援体制の整備等)

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援、生活支援等（心身の状況の把握その他の六十五歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。第十二条の三において同じ。）並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び民生委員の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、そ

の者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（老人ホームへの入所等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十二条の二 第十条の四又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(生活支援等に関する情報の公表)

第十二条の三 市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

(老人福祉の増進のための事業)

第十三条 -省略-

(研究開発の推進)

第十三条の二 -省略-

第三章 事業及び施設

(老人居宅生活支援事業の開始)

第十四条 -省略-

(変更)

第十四条の二 -省略-

(廃止又は休止)

第十四条の三 -省略-

(家賃等以外の金品受領の禁止等)

第十四条の四 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

3 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、前項に規定する前払金を受領する場合には、第五条の二第六項に規定する住居に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

(施設の設置)

第十五条 -省略-

(変更)

第十五条の二 -省略-

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 -省略-

(施設の基準)

第十七条 ー省略ー

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合(第一項の命令に違反したことに基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。)には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の受託義務)

第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(処遇の質の評価等)

第二十条の二 老人居宅生活支援事業を行う者及び老人福祉施設の設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に処遇を受ける者の立場に立つてこれを行うように努めなければならない。

(老人デイサービスセンター)

第二十条の二の二 老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を通わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

(老人短期入所施設)

第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(養護老人ホーム)

第二十条の四 養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(特別養護老人ホーム)

第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(軽費老人ホーム)

第二十条の六 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。)とする。

(老人福祉センター)

第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

(老人介護支援センター)

第二十条の七の二 老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的にを行うことを目的とする施設とする。

2 老人介護支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三章の二 老人福祉計画

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 - 省略 -

第二十条の九 - 省略 -

（都道府県知事の助言等）

第二十条の十 - 省略 -

（援助）

第二十条の十一 - 省略 -

第四章 費用

（費用の支弁）

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条の四第一項第一号から第四号まで及び第六号の規定により市町村が行う措置に要する費用

一の二 第十条の四第一項第五号の規定により市町村が行う措置に要する費用

二 第十一条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定により市町村が行う措置に要する費用

三 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用

（介護保険法による給付等との調整）

第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受け、又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を利用することができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第三号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

第二十二条及び第二十三条 削除

（都道府県の補助）

第二十四条 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その四分の一以内（居住地を有しないか、又は明らかでない第五条の四第一項に規定する六十五歳以上の者についての措置に要する費用については、その二分の一以内）を補助することができる。

2 都道府県は、前項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

（準用規定）

第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

（国の補助）

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その二分の一以内を補助することができる。

2 国は、前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

(遺留金品の処分)

第二十七条 市町村は、第十一条第二項の規定により葬祭の措置を採る場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

(費用の徴収)

第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

第四章の二 有料老人ホーム

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十一項を除き、以下この条において同じ。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び設置予定地

二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三 条例、定款その他の基本約款

四 事業開始の予定年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

六 施設において供与をされる介護等の内容

七 その他厚生労働省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

5 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。

6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

- 7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。
- 8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。
- 9 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であって、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。
- 10 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
- 11 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 12 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。
- 13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令に定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- 15 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 16 都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第十四項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定した市町村長に通知しなければならない。
- 17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十四項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

（有料老人ホーム協会）

第三十条 一省略一

(名称の使用制限)

第三十一条 - 省略 -

(協会の業務)

第三十一条の二 - 省略 -

(監督)

第三十一条の三 - 省略 -

(厚生労働大臣に対する協力)

第三十一条の四 - 省略 -

(立入検査等)

第三十一条の五 - 省略 -

第五章 雑則

(審判の請求)

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等に係る体制の整備等)

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

- 以下省略 -

5. 井原市権利擁護推進会議設置要綱

井原市権利擁護推進会議設置要綱

(平成27年2月4日井原市告示第7号)

(目的及び設置)

第1条 高齢者及び障害者が住み慣れた地域の一員として安心した生活を送ることができるよう、高齢者及び障害者の尊厳と権利を守り、また、本市における高齢者及び障害者の権利擁護体制を推進することを目的として井原市権利擁護推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 高齢者及び障害者への虐待に関する支援活動の把握及び評価に関すること。
- (2) 高齢者及び障害者への虐待の防止に係る機関の連携及び協力の推進に関すること。
- (3) 高齢者及び障害者への虐待防止対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (4) 成年後見制度に関する相談及び利用支援の把握及び評価に関すること。
- (5) 成年後見制度に係る関係機関等との連携に関すること。
- (6) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (7) 高齢者及び障害者の消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談（以下「消費生活相談」という。）に関する支援活動の把握及び評価に関すること。
- (8) 高齢者及び障害者の消費生活相談に関する機関の連携及び協力の推進に関すること。
- (9) 市民後見人養成事業の運営及び計画に関すること。
- (10) 市民後見人への活動支援に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、推進会議において必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 行政関係者
- (4) その他前条の所掌事務遂行のために必要な者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 会長が必要と認めるときは、一部の委員及び関係者による会議を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 推進会議の委員及び委員であった者は、推進会議の会議等で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民生活部市民活動推進課並びに健康福祉部福祉課及び介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(井原市高齢者虐待防止ネットワーク協議会設置要綱の廃止)

2 井原市高齢者虐待防止ネットワーク協議会設置要綱(平成23年井原市告示第21号)は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則(令和2年井原市告示第4号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年井原市告示第26号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6. 井原市成年後見制度に係る市長による審判請求に関する要綱

井原市成年後見制度に係る市長による審判請求に関する要綱

(平成19年7月6日井原市告示第84号)

(目的)

第1条 この要綱は、市長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2に規定する成年後見、保佐、補助の開始等の審判の請求(以下「審判請求」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審判請求の対象者)

第2条 市長は、高齢者、知的障害者又は精神障害者であって、次の各号のいずれにも該当するものにつき審判請求を行うものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 事理を弁識する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者
- (3) 審判請求を自ら行うことが困難である者
- (4) 配偶者及び親族による保護又は審判請求が期待できない者
- (5) 福祉サービス等を利用する必要がある者で、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できる者

(審判請求の判定基準)

第3条 市長は、審判請求を行うにあたっては、審判の対象者(以下「本人」という。)に関し、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
 - (2) 本人の生活状況及び健康状況
 - (3) 本人の二親等内の親族の存否及び当該親族が審判請求を行う意思の有無
 - (4) 本人の福祉を図るために必要な事情
- 2 虐待等の事由により本人への審判請求に緊急を要すると認められる場合は、前項第3号の事項についての確認を省略することができる。

(審判請求の要請)

第4条 次の各号に掲げる者は、市長による審判請求が必要である者がいると判断したときは、市長に審判請求の要請をすることができる。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業及び介護保険法(平成9年法律第123号)第8条及び第8条の2に規定する事業を行う施設等の代表者
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院及び診療所並びに地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所の職員
- (3) 民生委員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本人の日常生活のために有益な援助をしている者

(審判請求の種類)

第5条 市長が行う審判請求の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判(民法(明治29年法律第89号)第7条)
- (2) 保佐開始の審判(民法第11条)
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判(民法第13条第2項)

- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

（審判請求の手續）

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類、予納すべき費用等の手續は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

第7条 市は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第8条 市長は、審判請求費用に関し、本人又は関係人に負担能力があると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、審判請求と同時に家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権の発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

2 市長は、前項の規定により求償権を得たときは、本人の成年後見人、保佐人又は補助人を通じ、本人に対して審判請求費用を求償するものとする。

（住所地特例等の取扱い）

第9条 第2条に規定する審判請求の対象者には、介護保険法第13条の規定により本市の被保険者となっている者及びその他法令の規定により本市が援護を行っている者を含むものとする。

（親族等への情報提供）

第10条 市長は、本人の親族が審判請求を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、本人の状況等の情報を審判請求に必要な範囲において当該親族に提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を行う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年10月5日告示第104号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月24日告示第33号）

この要綱は、告示の日から施行する。

7. 井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱

井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(平成24年2月23日井原市告示第17号)

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等（以下「要支援者」という。）に対して、権利擁護及び法的地位の安定を図るため、成年後見制度の利用に係る費用を助成することにより、要支援者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の種類)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる助成を行うものとする。

- (1) 後見等開始の審判の申立て（以下「申立て」という。）に係る収入印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定費用等（以下「審判申立費用」という。）に対する助成
- (2) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の報酬に対する助成

2 前項各号の助成の上限については、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 前条第1項第1号の助成に係る対象者は、市内に住所を有する要支援者で申立てに係る本人又は当該申立てを行おうとする4親等以内の親族とし、同項第2号の助成に係る対象者は、後見等開始の審判により成年被後見人、被保佐人又は被補助人とされた者のうち、負担能力のある親族等に扶養されていない者とし、いずれも次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 次に掲げる要件の全てに該当する者
 - ア 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、前条第1項第1号の助成の上限額（同項第2号の助成の場合、家庭裁判所が決定した後見人等への報酬額）に300,000円を加えた額を下回ること。
 - イ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

(4) その他助成を行うことが必要であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定による本市以外の市町村の被保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第19条第3項の規定による本市以外の市町村の支給決定対象者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定による本市以外の実施機関の生活保護受給者は、助成の対象としない。

(助成対象期間)

第4条 第2条第1項第2号の助成については、後見人等が行った一定期間の後見等の事務に対して、事後にその報酬額を決定するという報酬付与審判の特性に鑑み、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間をもって助成対象期間とする。

(助成を行う場合の後見人等の要件)

第5条 第2条第1項第2号の助成については、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族が、対象者の後見人等に就任する場合及び任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第3号に規定する任意後見受任者が同条第4号に規定する任意後見人に就任する場合は、助成の対象としない。

(助成申請)

第6条 助成を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める申請書により市長に申請しなければならない。なお、この場合において、弁護士その他の代理人又は後見人等は、対象者に代わり申請することができることとし、第2条第1項第2号に係る申請を行う前に対象者が死亡した場合も同様とする。

(1) 第2条第1項第1号の助成を受けようとする者 井原市後見等開始審判申立費用助成申請書(様式第1号)

(2) 第2条第1項第2号の助成を受けようとする者 井原市成年後見人等報酬助成申請書(様式第2号)

2 前項の規定による申請は申立てを行う前に、同項第2号の規定による申請は、報酬付与審判の日の翌日から起算して90日以内に、行わなければならない。

3 第1項第1号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 給与又は公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの

(2) 金銭出納簿、領収書の写し等必要経費の判明するもの

(3) 財産目録の写し等資産状況の判明するもの

(4) 弁護士その他の代理人又は後見人等が申請する場合にあっては、弁護士その他の代理人又は後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第1項第2号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 報酬付与の審判書謄本の写し

(2) 報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した後見事務報告書及びその添付資料(財産目録、金銭出納簿等)の写し

(3) 現在の財産状況を証する書類(預金通帳、金銭出納簿、有価証券等の写し)

(4) 弁護士その他の代理人又は後見人等が申請する場合にあっては、弁護士その他の代理人又は後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 第2条第1項第1号の助成に係る申請内容に変更があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、対象者の生活保護法による生活保護受給の有無、収入及び資産等の状況等を調査し、助成の可否及び支給する助成金の額を決定する。

2 第2条第1項第2号の助成について、支給する助成金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本人が有する預貯金等の額が300,000円以下の場合、家庭裁判所が決定した報酬額(以下「報酬額」という。)と助成上限額を比較して少ない額

(2) 本人が有する預貯金等の額が300,000円を超える場合は、預貯金等の額から報酬額と助成上限額を比較して少ない額を差し引いた額が300,000円を下回る部分に相当する額

3 対象者が死亡した場合において、支給する助成金の額は、遺留資産が後見人等への報酬額に満たない場合における当該不足分に限る。

4 市長は、助成金交付の可否を決定したときは、井原市成年後見制度利用支援事業助成決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第 8 条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、井原市後見等開始審判申立費用助成金（精算・概算）請求書（様式第 4 号）又は井原市成年後見人等報酬助成金請求書（様式第 5 号）により助成金を請求するものとする。この場合において、審判申立費用に対する助成の交付決定を受けた者にとっては、概算払による請求を行うことができるものとする。

（助成金の交付）

第 9 条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに指定された預金口座に振り込むことにより交付するものとする。

（実績報告）

第 10 条 第 8 条の規定により審判申立費用に対する助成を受けた者は、井原市後見等開始審判申立費用助成金実績報告書（様式第 6 号）により申立実績について報告するものとする。

2 前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該審判申立費用に対する井原市成年後見制度利用支援事業助成決定通知書の写し
- (2) 当該審判申立費用に関する領収書等費用支払額を証明するもの
- (3) 後見等開始の審判が決定した日が判別できるもの

（助成金額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その報告に係る助成金の成果が助成金の交付の決定内容に適合するかどうか審査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、井原市成年後見制度利用支援事業助成金確定通知書（様式第 7 号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（目的外使用の禁止）

第 12 条 この助成を受けた者は、助成金を審判申立費用又は後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。

（助成金の返還等）

第 13 条 市長は、第 11 条の規定により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、助成を受けた者又はその者の親族若しくは後見人等の関係人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 前条の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

（住所地特例等の取扱い）

第 14 条 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、介護保険法第 13 条の規定による本市の被保険者、総合支援法第 19 条第 3 項の規定による本市の支給決定対象者及び生活保護法第 19 条第 3 項の規定による本市の生活保護受給者は、対象者に含むものとする。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 井原市成年後見人等報酬助成金交付要綱（平成20年井原市告示第108号）（以下「後見人等報酬助成要綱」という。）は、廃止する。

附 則（平成25年3月27日告示第50号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月16日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日告示第48号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日告示第111号）

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年10月16日告示第109号）

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

内 容	上限額	内 訳
審判申立費用	65,350 円	収入印紙 上限 5,000 円 郵便切手 上限 4,850 円 診断書料 上限 5,500 円 鑑定費用 上限 50,000 円
後見人等に対する報酬	在宅生活者 月額 28,000 円 施設等入所者 月額 18,000 円	

注1) 在宅生活者が医療機関に入院した場合、入院の日から90日を経過した日の翌日から施設等入所の扱いとする。

注2) 同月内に在宅生活と施設等入所の期間が混在する場合には、その月の上限額を28,000円とする。

井原市後見等開始審判申立費用助成申請書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

対象者 住所 _____

氏名 _____

後見等開始審判申立費用の助成を受けたいので、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、審査の際、対象者、世帯員及び同居人の収入状況等必要な情報を関係機関において調査・確認することに同意します。

記

申 請 理 由			
助 成 申 請 額	<input type="checkbox"/> 後見等開始審判申立費用の全部 _____ 円 <input type="checkbox"/> 後見等開始審判申立費用の一部 _____ 円 【内訳】		
	項 目	金 額	備 考
	①収入印紙代		
	②郵便切手代		
	③診断書料		
④鑑定費用			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 給与又は公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの <input type="checkbox"/> 金銭出納簿、領収書の写し等必要経費の判明するもの <input type="checkbox"/> 財産目録の写し等資産状況の判明するもの 【代理人又は成年後見人等が申請する場合】 <input type="checkbox"/> 代理人又は後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書		

井原市成年後見人等報酬助成申請書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

対象者 住所 _____

氏名 _____

成年後見人等の報酬の助成を受けたいので井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、審査の際、対象者、世帯員及び同居人の収入状況等必要な情報を関係機関において調査・確認することに同意します。

記

本人	住所	
	氏名	
	状況	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 施設（施設名： _____） （入所期間： _____ ～ _____） <input type="checkbox"/> 入院中（病院名： _____） （入院期間： _____ ～ _____）
申請理由		
申請する助成額	円	
申請する期間	年 月から 年 月まで	
添付書類	<input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書謄本の写し <input type="checkbox"/> 報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した後見事務報告書及びその添付資料（財産目録、金銭出納簿等）の写し <input type="checkbox"/> 現在の財産状況を証する書類（預金通帳、金銭出納簿、有価証券等の写し） 【代理人又は成年後見人等が申請する場合】 <input type="checkbox"/> 代理人又は後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書	

申請者 住所
氏名 様
対象者 住所
氏名 様

井原市長 印

井原市成年後見制度利用支援事業助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました（後見等開始審判申立費用助成・成年後見人等報酬助成申請）について、下記のとおり（決定・却下）しましたので、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

助成決定額 （却下理由）	
助成条件	(1) この助成金は、申請書に記載された目的以外に使用してはならない。 (2) 井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱を遵守すること。

様式第4号（第8条関係）

井原市後見等開始審判申立費用助成金（ 精算・概算 ） 請求書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 対象者 住所 _____
 氏名 _____

年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった後見等開始審判申立費用助成金について、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

請求金額	金	百	拾	万	千	百	拾	円

2 振込先口座

指 定 預 金 口 座	金融機関名	銀行 農協 信用組合 信用金庫					本店 支店 支所 出張所			
	預金種別									
	口座番号								※右詰めで記入	
	口座名義人	フリガナ								
		氏名								

3 添付書類

実績報告書（様式第6号）

※概算払請求の場合は、費用支払い後に提出して精算するものとする。

井原市成年後見人等報酬助成金請求書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 対象者 住所 _____
 氏名 _____

年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった成年後見人等報酬助成金について、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

請求金額	金	百	拾	万	千	百	拾	円

2 振込先口座

指 定 預 金 口 座	金融機関名	銀行 農協 信用組合 信用金庫					本店 支店 支所 出張所			
	預金種別									
	口座番号								※右詰めで記入	
	口座名義人	フリガナ								
		氏名								

井原市後見等開始審判申立費用助成金実績報告書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
対象者 住所 _____
氏名 _____

年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった後見等開始審判申立費用助成金について、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 _____ 円

2 内 訳

項目	金額	備考
①収入印紙代		
②郵便切手代		
③診断書料		
④鑑定費用		

3. 添付書類

- 当該審判申立費用に対する井原市成年後見制度利用支援事業助成決定通知書の写し
- 当該審判申立費用に関する領収書等費用支払額を証明するもの
- 後見等開始の審判が決定した日がわかるもの

第 年 月 日 号

申請者 住所
氏名 様
対象者 住所
氏名 様

井原市長 印

井原市成年後見制度利用支援事業助成金確定通知書

年 月 日付け 第 号で助成決定した後見等開始審判申立費用助成
について、年 月 日付けの実績報告に基づき、助成額を金 円に確
定したので通知します。